

公益社団法人茨城県臨床検査技師会 精度管理事業内規

第1章 総則

(総則)

第1条 この法人の組織運営細則第5章専門員会第23条に於いて「精度管理委員会」(以下「委員会」という)を設置し、この法人の主たる目的である公益事業に関する精度管理事業の運営等についてこの内規で詳細を定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 この法人は県内各医療機関臨床検査のデータに関する信頼性の維持・向上のための品質保証体系で基本的には誤差要因の解析とそれを取り除き、日常検査の正確さと精密さの維持管理を行い、客観的評価を実施する。さらに評価に基づき施設の問題点を検討・改善するサポート活動を展開し調査から改善までを本事業の範疇とする。また、臨床検査技師に関する法律に基づく登録衛生検査所の検査精度の確保と指導監督の強化を図るために設置されている茨城県精度管理専門委員会の委嘱を受け登録衛生検査所の臨床検査精度を確認するとともに必要な指導を行うことにより信頼性の高い優良な登録衛生検査所の育成を目的に精度管理事業を行い、臨床検査技術・知識、医療の質の向上に寄与し、県民に臨床検査データの保証を行うこと目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 臨床検査データの精度管理事業のあり方に関すること。
- (2) 臨床検査データの精度管理事業の実施に関すること。
- (3) 臨床検査データの精度管理事業の推進に関すること。
- (4) 臨床検査データの精度管理の助言に関すること。
- (5) 登録衛生検査所の立入検査及び実地調査における精度管理の指導監督。
- (6) 登録衛生検査所に対する指示の助言。
- (7) その他上記検査精度の向上等に関する目的を達成するために必要な事業。

第3章 委員会

(組織)

第4条 前条の目的達成のために次の「委員会」委員として参画する。

- (1) 学術研究部長

- (2) 学術研究担当（精度管理）理事
 - (3) 学術研究部門13分野長
- （役員）

第5条 前条の委員名から次の役員を互選する

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

第4章 委員会の開催

（委員会）

第6条 委員会は原則として年2回以上開催するものとし、委員長がこれを召集する。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総括し会議の議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し可否同数のときは、委員長の決すところによる。

第5章 精度管理事業の実施及び報告

（実施）

第7条 委員会においては、次の事項を協議議決し、実施にあたる。

- (1) 対象施設は、茨城県内病院・診療所開設届を出している施設及び登録衛生検査所であって、本精度管理事業への参加を申し出た施設とする。
- (2) 実施方法は、精度管理用試料（ブラインドサンプル）、写真等を参加施設に送付し、各施設から測定結果を報告後その精度を評価する。
- (3) 原則実施内容は以下に述べる分野にて実施するが、実施年度により変更の可能性があり、実施要綱は別途作成する。

臨床化学（19項目）、血液（12項目及びフォトサーベイ）、尿一般（4項目及びフォトサーベイ）、輸血（3項目）、免疫血清（3項目）、微生物（同定検査、薬剤感受性検査、スライド標本の染色・鏡検）、生理（心電図、心エコー、腹部エコー、体表エコー、頸動脈エコー、肺機能）、病理組織（HE染色、特殊染色）、病理細胞（フォトサーベイ）

（報告）

第8条 委員会においては、次の事項の実施にあたる。

- (1) 結果報告時には、内部精度管理及び使用機器類の点検保守等の調査を同時に行う。
- (2) 分野ごとに精度評価を行った結果報告会を開催し、さらに年度末に各部門長が総括精度管理報告会を行い、結果報告を文書にてまとめ、参加施設に配布する。

(3) 登録衛生検査所の精度管理結果は、別途報告書を作成し茨城県精度管理専門委員会に報告する。

(4) 精度評価結果に基づき問題のある施設には検討・改善するサポートを展開する。

第6章 その他

(その他)

第9条 この内規に定めるほか、本事業の運営に関し必要な事項については、委員長が委員に諮って定める。

第7章 附則

(改廃)

第10条 この内規の改廃は理事会の議決による。

(付則)

1 この内規は平成25年8月1日より実施する。